

別紙様式第 1 号

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

殿

年 月 日

〇〇市町村長 印

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。

記

森林の所在場所：〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番

伐 採 面 積： ha

伐 採 方 法：主伐（皆伐・択伐）

伐 採 の 期 間：

伐 採 樹 種：

伐 採 齢：

別紙様式第2号

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年 月 日

殿

〇〇市町村長 印

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所：〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番

伐 採 面 積： ha

伐 採 方 法：主伐（皆伐・択伐）・間伐 伐採率（%）

伐 採 の 期 間：

伐 採 樹 種：

伐 採 齢：

造 林 の 方 法：人工造林（植栽・人工播種）

天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）

樹種、本数

造 林 の 面 積：

造 林 の 期 間：

別紙様式第3号

森林法第10条の9第1項の規定に係る伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令書

伐採及び伐採後の造林の計画の変更に関する命令書

年 月 日

殿

〇〇市町村長 印

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画のうち下記事項については市町村森林整備計画に適合しないと認められるので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の9第1項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大字	字	地番		

〔教示〕この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

-
- (注) 1 命令の内容欄には、市町村森林整備計画に適合しない内容について変更すべき点とその理由を具体的に記載すること。
- 2 その他必要な事項欄には、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するのに必要な指導事項を具体的に記載すること。

別紙様式第4号

森林法第10条の9第3項の規定に係る伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令書

伐採及び伐採後の造林の計画の遵守に関する命令書

年 月 日

殿

〇〇市町村長 印

年 月 日現在貴殿が行っている下記の森林における〔伐採／伐採後の造林〕は、年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていないと認められるので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の9第3項の規定により、貴殿の提出した届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従って〔伐採／伐採後の造林〕を行うよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大字	字	地番		

〔教示〕この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知っ

た日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- （注） 1 〔伐採／伐採後の造林〕は、該当するものを選択すること。
- 2 命令の内容欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従っていない内容について具体的に記載すること。
- 3 その他必要な事項欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

別紙様式第5号

森林法第10条の9第4項の規定に係る伐採の中止命令書

伐採の中止命令書

年 月 日

殿

〇〇市町村長 印

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反し、引き続き伐採をすることは認められないので、同法第10条の9第4項の規定に基づき、下記の森林について伐採を中止するよう命令する。

記

- 1 立木を伐採した森林の所在場所
- 〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇××番地
- 2 命令に係る森林の所在場所等

命令に係る森林の所在場所					その他必要な事項
市町村	大字	字	地番	林小班	

〔教示〕 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知っ

た日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）その他必要な事項欄には、適正な伐採を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

別紙様式第 6 号

森林法第10条の 9 第 4 項の規定に係る伐採後の造林命令書

伐採後の造林命令書

年 月 日

殿

〇〇市町村長 印

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 8 第 1 項の規定に違反し、伐採後の造林をすることが必要と認められるため、同法第10条の 9 第 4 項の規定に基づき、伐採後の造林をするよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大 字	字	地 番		

〔教示〕 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、〇〇市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(注) 1 命令の内容欄には、伐採後の造林を命ずる伐採跡地について、造林の期間、植栽本数及び樹種を具体的に記載すること。

また、伐採後の造林を命ずる伐採跡地が、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地にあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日（以下「基準日」という。）から起算して5年を経過した日までに、命令に係る植栽本数及び樹種による更新が認められない場合は、基準日から起算して7年を経過した日までに命令に係る植栽本数に満たない本数を植栽する旨を併せて記載すること。

2 その他必要な事項欄には、適正な伐採後の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

別紙様式第7号

命令記録簿

(1) 法第10条の9第1項の変更命令に係る記録簿

[illegible]

(2) 法第10条の9第3項の遵守命令に係る記録簿

[illegible]

(3) 法第10条の9第4項の伐採の中止命令に係る記録簿

[illegible]

